

プレスリリース

平成13年11月1日  
農 林 水 産 省

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

我が国において牛海綿状脳症（BSE）が初めて発生したことに伴い、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止する観点から、平成13年10月4日以降の飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請したところです。

しかしながら、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の一部については、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられることから、平成13年10月19日に開催されたBSE対策検討会の意見を踏まえ、別紙のとおりその一部を解除したので、お知らせします。

連絡先

< ペットフード関係 >

生産局飼料課

矢花：03（3501）3778

木村：03（3501）3779

< 肥料関係 >

生産局生産資材課

新本：03（3501）1963

綿谷：03（3502）0124

## 別紙

### 1 ペットフードについて

- (1) ペットフード原料用の豚、馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等については、製造基準を設定し、肥飼料検査所が製造基準への適合性を確認することにより、豚、馬及び家きん以外のたん白質の混入防止を図った上で、その製造・出荷を認める。
- (2) 肉骨粉等のうち豚、馬及び家きんのみに由来するものを含むペットフードについては、製造基準を設定し、肥飼料検査所が製造基準への適合性を確認することにより、家畜等用飼料への混入防止を図った上で、その製造・出荷を認める。
- (3) 肥飼料検査所は、製造基準への適合性を確認した事業場について、肥飼料検査所のホームページに公表する。

### 2 肥料について

- (1) 肥料原料用の豚、馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等については、製造基準を設定し、肥飼料検査所が製造基準への適合性を確認することにより、豚、馬及び家きん以外のたん白質の混入防止を図った上で、その製造・出荷を認める。肥飼料検査所は、製造基準への適合性を確認した事業場について、肥飼料検査所のホームページに公表する。
- (2) 豚、馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等((1)の条件をクリアしたことを確認した場合に限る。)と肉骨粉等以外のもの(例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等)とを混ぜた肥料については、その製造・出荷を認める。
- (3) 肥料原料用のなめし蒸製した皮粉又はなめし蒸製した皮粉と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料については、その製造・出荷を認める。
- (4) 肥料原料として保管されている蒸製骨粉、蒸製てい角粉、蒸製毛粉等(牛、豚、馬、家きん等の生骨、てい角等をOIEが定める不活性化条件(133℃、3気圧、20分)よりも厳しい条件で処理されたことが確認できる場合に限る。)と肉骨粉等以外のものとを混ぜた肥料については、使用する農家等の氏名が確認できる場合に限り、その製造・出荷を認める。
- (5) 蒸製骨粉、蒸製てい角粉、蒸製毛粉等と肉骨粉等以外のものとを混ぜた、製品として保管されている肥料については、使用する農家等の氏名が確認できる場合に限り、その出荷を認める。

肉骨粉等の取扱い（概念図）

用途		肥 料	ペットフード
由来動物			
牛	肉 骨 粉 類 (血粉等を含む。)	継続検討	継続検討
	蒸製骨粉類	継続検討 <sup>注1、2</sup> (既存の原料及び複 合肥料製品のみ： )	
豚	肉 骨 粉 類 (血粉等を含む。)  蒸製骨粉類	注1 (牛由来と区分できるもののみ)	(牛由来と区分できるもののみ)
鶏	フェザーミール チキンミール等  蒸製骨粉類	注1 (牛由来と区分できるもののみ)	(牛由来と区分できるもののみ)

：停止措置の解除

継続検討：停止措置の見直しを継続検討

注1：放牧地施用禁止指導、保管・使用制限の表示、原料は化学肥料等と混せて複合肥料化

注2：OIEの不活性化条件（133℃、3気圧、20分）を上回る条件で処理

13生畜第4104号  
平成13年11月1日

各都道府県知事  
各地方農政局長  
沖縄総合事務局長  
独立行政法人肥飼料検査所理事長  
関係団体

殿

農林水産省生産局長  
水産庁長官

### ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

我が国において牛海綿状脳症（以下「BSE」という）が初めて発生したことに伴い、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止する観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請したところである。

しかしながら、本年10月19日に開催されたBSE対策検討会において、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の一部については、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合に限り、一時停止の要請の解除を行うことが適当であるとの見解が得られたところである。

このため、ペットフード用については別紙1、肥料用については別紙2のとおり、肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止の要請について、一部を解除することとしたので貴傘下関係者に対して周知徹底を図りたい。

また、本年10月15日以前に生産又は輸入された肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料についても、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」との表示を行い、飼料への誤用・流用の防止に万全を期すよう要請することとするので、併せて周知徹底を図りたい。

加えて、「動物由来たん白質を含む肥料の放牧地への散布の自粛について」（平成13年10月18日付け13生畜第3916号農林水産省生産局生産資材課長・畜産部飼料課長通知）により、肥料の適正な使用をお願いしているところであるが、重ねて周知徹底を図りたい。

なお、「動物性加工たん白（肉骨粉等、飼料となる可能性となるもの）の緊急輸入一時停止措置について」（平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知）による肉骨粉等の緊急輸入一時停止措置は継続しているので、念のため申し添える。

(別紙1)

ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

## 1 定義

別紙1において、「肉骨粉等」とは、飼料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）を除く。）血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

## 2 一時停止の要請を解除する事項

- (1) ペットフード原料用の豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷
- (2) 肉骨粉等のうち豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷

## 3 解除に当たっての条件

- (1) 2の(1)に係る製造及び出荷

ペットフード原料用の豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続に従い独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造事業場にあつては、別記様式第1号により別添1の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。独立行政法人肥飼料検査所は、届出のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があった場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

- (2) 2の(2)に係る製造及び出荷

肉骨粉等のうち豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続に従い、独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

肉骨粉等のうち豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等を含むペットフードの製造事業場にあつては、別記様式第1号により別添2の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。独立行政法人肥飼料検査所は、届出のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行

い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があった場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

#### 4 製造基準に適合する製造事業場の公表

独立行政法人肥飼料検査所は、別記様式第2号による確認書を交付した製造事業場について独立行政法人肥飼料検査所のホームページに公表するものとする。

## 別添 1

### 豚・馬及び家きんに由来する肉骨粉等の製造基準

#### ( 1 ) 収集先の基準

##### ア 家きん

食鳥処理場のみから収集すること。

##### イ 豚・馬

反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場から収集すること。

#### ( 2 ) 輸送の基準

ア 豚・馬及び家きんに由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の輸送車を用いるか、豚・馬及び家きん由来の原料を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

##### イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第3号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成し、当該残さの輸送車に携行すること。豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造業者は、豚・馬由来残さ供給管理票が携行されていない原料の受入れは行わないこと。また、豚・馬由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、豚・馬由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

##### ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

#### ( 3 ) 製造における対策

##### ア 製造工程

豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造工程が豚・馬及び家きん以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

##### イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

##### ウ 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

#### ( 4 ) 製品出荷時の対策

##### ア 出荷工程

製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

##### イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8

年間保存すること。

( 5 ) 製品輸送における対策

ア 豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の輸送車は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉等供給管理票

豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の輸送に当たっては、別記様式第4号による肉骨粉等供給管理票を作成し、当該肉骨粉等の輸送車に携行すること。当該肉骨粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受人から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受人に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

( 6 ) 製造事業場に、別記様式第2号の確認書を備え付けること。

## 別添 2

### 豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等を原料とするペットフードの製造基準

- ( 1 ) 豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場は、家畜用の飼料の製造工程と完全に分離していること。
- ( 2 ) 肉骨粉等については豚・馬及び家きんのみに由来し、肉骨粉等供給管理票が携行されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。また、原料である豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等の供給を受けた場合にあっては、遅滞なく輸送車に携行されている肉骨粉等供給管理票により、供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。
- ( 3 ) 原料である豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等の受入年月日、数量、購入先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。
- ( 4 ) 豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等を原料とするペットフードの製造・出荷の、年月日、数量出荷先を記録すること。
- ( 5 ) 豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等を原料とするペットフードについては、店頭販売用等の最終製品化されたものの出荷に限るものとし、家畜用飼料への誤用・混入の危惧が否定できないバルク缶や大袋等の半製品については認められないこと。
- ( 6 ) 製造事業場には、別記様式第 2 号の確認書を備え付けること。

別記様式第1号

製造基準適合確認申請書		年 月 日
独立行政法人肥飼料検査所 理事長 殿		
住 所		
氏 名		印
<p>平成13年11月1日付け13生畜第4104号の規定に基づき、下記の製造事業場が（豚・馬及び家きん由来肉骨粉等の製造基準 豚・馬及び家きん由来肉骨粉等を原料とするペットフードの製造基準）に適合していることの確認を求めます。</p>		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		

備考： 製造工程の図面を添付すること。

別記様式第2号

豚・馬及び家きん由来肉骨粉等適合確認書		年 月 日
豚・馬及び家きん由来肉骨粉等の供給業者 代表者 殿		
又は		
豚・馬及び家きん由来肉骨粉等を原料とするペットフードの製造業者 代表者 殿		
独立行政法人肥飼料検査所 理事長		印
<p>平成13年11月1日付け13生畜第4104号の規定に基づき、平成 年 月 日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。</p>		
記		
1 事業場の名称		
2 事業場の所在地		
3 確認書の有効期間		

備考 確認書の有効期間は、発行日から2年間とする。なお、変更届が提出された場合にあっては、この限りではない。

## 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬由来残さの 供給業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  管理者の職名・氏名 <span style="float: right;">印</span>
事業場の名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目 番 号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	平成13年11月 日
出荷数量	1,000kg

## 肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都千代田区霞が関 丁目 番 号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の 名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目 番 号
供給する肉骨粉等 の種類	チキンミール
供給する肉骨粉等 の名称	チキンミール1号
出荷年月日	平成13年11月 日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成13年11月 日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都港区青山 丁目 番 号 管理者の職名・氏名 印

## 記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

” 下段は、最終荷受者が記入すること。

(別紙2)

肥料用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1 定義

別紙2において、「肉骨粉等」とは、肥料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000以上）したもの）を除く。）血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

2 一時停止の要請を解除する事項

- (1) 肥料原料用の豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷
- (2) 豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のもの（例えば、硫酸アンモニア、過りん酸石灰、塩化加里等）とを混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷
- (3) 肥料原料用のなめし蒸製した皮粉又はなめし蒸製した皮粉と肉骨粉等以外のものとの混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）
- (4) 肥料の原料として国内に保管されている蒸製した肉骨粉等と肉骨粉等以外のものとの混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷
- (5) 蒸製した肉骨粉等と肉骨粉等以外のものとの混ぜた国内で保管されている肥料の工場からの出荷

3 解除に当たっての条件

(1) 2の(1)に係る製造及び出荷

肥料原料用の豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷は、以下に掲げる手続きに従い独立行政法人肥飼料検査所が製造基準に適合することを確認した製造事業場に限る。

豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等の製造事業場にあつては、別記様式第1号により別添の製造基準に係る適合確認申請書を独立行政法人肥飼料検査所に提出するものとする。独立行政法人肥飼料検査所は、届出のあった製造事業場が製造基準に適合するものであることの確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認める場合には、申請者に別記様式第2号による確認書を交付する。

なお、申請内容に変更があつた場合には、速やかに独立行政法人肥飼料検査所に変更届を提出するものとする。

(2) 2の(2)に係る製造及び出荷

豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等と肉骨粉等以外のものとの混ぜた肥料の製造及び工場からの出荷は、肥料の生産業者が、以下に掲げる手続きを行い、肥料原料用の豚・馬及び家きんのみに由来する肉骨粉等のみを購入していることが確認できる

場合に限る。

肉骨粉等については豚・馬及び家きんのみ由来し、別記様式第4号の肉骨粉等供給管理票が携行されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。

原料である豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の供給を受けた場合にあつては、遅滞なく輸送車に携行されている肉骨粉等供給管理票により、供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。

(3) 2の(4)の蒸製した肉骨粉等

蒸製した肉骨粉等は、国際獣疫事務局(OIE)が定める不活性化条件(133℃、3気圧、20分)よりも厳しい条件で処理されていることが証明書等により肥料の生産業者が確認できる場合に限る。

(4) 氏名又は名称の確認

肥料の生産業者又は販売業者が2の(4)又は(5)の肥料を農家等に販売する場合は、肥料の生産業者又は販売業者が販売する農家等の氏名又は名称を確認できる場合に限る。

#### 4 帳簿の記載

(1) 肥料の生産業者は、肥料を生産したときは、その生産する事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、毎日、その名称及び数量を記載するものとする。

(2) 肥料の生産業者又は販売業者は、原料若しくは肥料を購入し又は肥料を生産業者若しくは販売業者に販売したときは、その生産又は販売を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、2の一時停止の要請を解除する事項及び3の解除に当たっての条件を確認できるよう、その都度、肥料の原料又は肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載するものとする。

(3) 肥料の生産業者又は販売業者は、2の(4)又は(5)の肥料を農家等に販売したときは、その販売を行う事業場ごとに備え付ける帳簿に、その都度、肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載するものとする。

#### 5 製造基準に適合する製造事業場の公表

独立行政法人肥飼料検査所は、別記様式第2号による確認書を交付した製造事業場について独立行政法人肥飼料検査所のホームページに公表するものとする。

## 別添

### 豚・馬及び家きんに由来する肉骨粉等の製造基準

#### (1) 収集先の基準

##### ア 家きん

食鳥処理場のみから収集すること。

##### イ 豚・馬

反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場から収集すること。

#### (2) 輸送の基準

ア 豚・馬及び家きんに由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の輸送車を用いるか、豚・馬及び家きん由来の原料を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

##### イ 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬に由来する残さ（食鳥処理場からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第3号による豚・馬由来残さ供給管理票を作成し、当該残さの輸送車に携行すること。豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造業者は、豚・馬由来残さ供給管理票が携行されていない原料の受入れは行わないこと。また、豚・馬由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、豚・馬由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

##### ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

#### (3) 製造における対策

##### ア 製造工程

豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の製造工程が豚・馬及び家きん以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

##### イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。

また、記録については、8年間保存すること。

##### ウ 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

#### (4) 製品出荷時の対策

##### ア 出荷工程

製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

##### イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8

年間保存すること。

( 5 ) 製品輸送における対策

ア 豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の輸送車は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等を輸送する前後に、輸送車の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉等供給管理票

豚・馬及び家きんのみ由来する肉骨粉等の輸送に当たっては、別記様式第4号による肉骨粉等供給管理票を作成し、当該肉骨粉等の輸送車に携行すること。当該肉骨粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受人から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受人に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

( 6 ) 製造事業場に、別記様式第2号の確認書を備え付けること。

別記様式第 1 号

製造基準適合確認申請書		年 月 日
独立行政法人肥飼料検査所 理事長 殿		
住 所		印
氏 名		
<p>平成 13 年 1 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号の規定に基づき、下記の製造事業場が豚・馬及び家きん由来肉骨粉等の製造基準に適合していることの確認を求めます。</p>		
記		
1	事業場の名称	
2	事業場の所在地	

備考： 製造工程の図面を添付すること。

別記様式第 2 号

豚・馬及び家きん由来肉骨粉等適合確認書		年 月 日
豚・馬及び家きん由来肉骨粉等の供給業者 代表者 殿		
独立行政法人肥飼料検査所		理事長 印
<p>平成 13 年 1 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号の規定に基づき、平成 年 月 日付けで確認申請のあったこのことについて、確認書を交付する。</p>		
記		
1	事業場の名称	
2	事業場の所在地	
3	確認書の有効期間	

備考 確認書の有効期間は、発行日から 2 年間とする。なお、変更届が提出された場合にあっては、この限りではない。

## 豚・馬由来残さ供給管理票

豚・馬由来残さの 供給業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都千代田区霞が関 丁目 番 号  管理者の職名・氏名 <span style="float: right;">印</span>
事業場の名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目 番 号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	平成13年11月 日
出荷数量	1,000kg

## 肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都千代田区霞が関 丁目 番 号 管理者の職名・氏名 印
製造事業場の 名称及び住所	株式会社 工場 県 市 丁目 番 号
供給する肉骨粉等 の種類	チキンミール
供給する肉骨粉等 の名称	チキンミール1号
出荷年月日	平成13年11月 日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	平成13年11月 日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	株式会社 東京都港区青山 丁目 番 号 管理者の職名・氏名 印

## 記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

” 下段は、最終荷受者が記入すること。